

平成26年度 美郷町農作業標準賃金・料金が決まりました

美郷町農業委員会では、農家の皆さまが農作業を依頼するときの目安となる農作業賃金・料金の標準額を定めています。

この金額はあくまでも標準額です。ほ場などの状況を考慮して料金を決めてください。

料 金	作 業	区 分	単 位	金額(円)	備 考	
	耕 起	整 理 田	10a		5,400	再耕は3,000円
		未 整 理 田			5,900	
		畑			5,900	
	代かき	整 理 田	10a		5,800	荒がきは4,000円
		未 整 理 田			6,100	
	田 植	整 理 田	10a		5,200	・側条施肥1,000円 ・同時薬剤散布300円
		未 整 理 田			5,500	
		直 播			5,000	田植(直播)のみ
	苗	緑 化 苗	1箱		500	病害虫防除剤使用の場合は別途料金
		稚 苗			630	
		中・成 苗			650	
		苗 運 搬			30	
	畦 畔 形 成		1m		40	
	請 負 防 除		10a		1,100	・大型スプレーヤーによるもの ・果樹を含む
刈 取	整 理 田	10a		15,000	・隅刈りを含む ・グレンタンク付を基本とする ・袋取りの場合は補助員を含む ・倒伏やぬかるみの場合は20%以上の増額を相互で協議	
	未 整 理 田			15,500		
糞 運 搬		10a		1,500		
乾 燥 ・ 調 整		60kg		1,400		

※整理田はおおむね30a以上に区画されたほ場です。

※30a未満のほ場・不整形ほ場等は作業効率を勘案して相互に協議してください。

※燃料が高騰していますので、十分に考慮して料金を決めてください。

賃 金	区 分	単 位	金額(円)	備 考
	一般農作業(男女とも)	1日	6,500	
	オペレーター	1時間	1,250	

農地賃借料(田)情報をお知らせします

平成21年12月に行われた農地法の改正により、農地の賃借料の目安となる標準小作料が廃止されました。これに代わって農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことが法律に明記されています。改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地賃借料の地域の実勢をお知らせします。

今回の情報は、平成25年1月から12月までに農業委員会を經由して契約された賃貸借契約を集計した数値です。ほ場の面積や形状、収量、日照、水利条件などを勘案して貸し手と借り手の両者で協議のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用ください。

美郷町賃借料(田)	平均額	データ数	最高額	データ数	最低額	データ数
千畑地域	19,600円	2,012筆	23,000円	14筆	15,000円	146筆
六郷地域	17,600円	334筆	21,000円	29筆	15,000円	6筆
仙南地域	17,100円	843筆	23,000円	8筆	15,000円	23筆
町全体	18,300円	3,189筆	23,000円	22筆	15,000円	175筆

問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

堆肥の購入費用を助成します
美郷ブランドゆうき応援事業

美郷町堆肥センターの堆肥を使用して「特別栽培米」または「美郷ブランド10品目」を栽培・出荷した町内農業者へ、経費の一部を助成します。

■美郷ブランド10品目

アスパラガス、エダマメ、キャベツ、キュウリ、トマト、ネギ、ハウレンソウ、シイタケ、スイカ、花き

詳しくは、町農政課農業振興班または(株)美郷の大地(堆肥センター)、お近くのJAまでお問い合わせください。

■「美郷ブランドゆうき応援事業」助成区分

区 分	定 価	助成額
15kg袋入れ	432円	130円
15kgペレット	864円	260円
軽トラ1台分	2,700円	800円
500kgフレコン	3,240円	1,500円
2tトラック1台分	9,720円	3,000円

※配送料を含まない金額です。

出荷販売経費の一部を助成します
美郷ブランド品目応援事業

■「美郷ブランド品目応援事業」助成区分

区 分	対 象 者	助成割合
美郷ブランド品目 応援事業① (販売拡大助成)	美郷ブランド10品目の販売額に応じて、出荷販売経費の一部を助成します。	4月～10月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方 販売額の1.0%以内 ・100万円を超えた部分には、さらに1.0%以内を助成 ・300万円を超えた部分には、さらに1.0%以内を助成
	冬季栽培作物（美郷ブランド10品目の他、全ての園芸作物）や農産畜産加工品の販売額に応じて、出荷販売経費の一部を助成します。	冬季栽培作物を11月～3月に、または畜産加工品を4月～3月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方 販売額の3.0%以内
美郷ブランド品目 応援事業② (規模拡大助成)	既作付の美郷ブランド品目の拡大、または、他の美郷ブランド品目の作付に対し、出荷販売経費の一部を助成します。	美郷ブランド品目総販売額が300万円超で、4月～3月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方 ※同品目拡大の場合、施設栽培は10坪以上、露地栽培は10a以上の拡大に限定します。 美郷ブランド品目総販売額の5.0%以内
美郷ブランド品目 応援事業③ (新規作付助成)	初めて美郷ブランド品目を作付し、販売した農業者等に対し、出荷販売経費の一部を助成します。	美郷ブランド品目の販売額が100万円超で、4月～3月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方 美郷ブランド品目の販売額の5.0%以内 (新規作付から3年間)

問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

情報提供にご協力ください
ウメ輪紋ウイルス

ウメ輪紋ウイルスはウメ、スモモ、アンズ、モモ、ユスラウメなどに感染し、果実が成熟前に落果するなどの被害が発生します。農林水産省では、感染植物や感染の恐れがある植物の移動規制を行うとともに、感染植物の伐採を行う緊急防除を実施しています。

次の症状が見られた場合は、下記までご連絡ください。
・ウメの葉に、ドーナツ状の輪が生じている。
・モモなどの葉の葉脈に沿って、緑色の薄い部分が生じている。
※人や動物に感染することはありませんので、果実を食べても健康に影響はありません。

問 秋田県病害虫防除所 ☎018(881)3660、町農政課 ☎0187(84)4908